

保ワ第971号
令和4年1月28日

各部等の長 殿

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部
総括情報部長（沖縄県保健医療部長）
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜りありがとうございます。

さて、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から令和4年1月5日付（令和4年1月28日一部改正）の事務連絡が別添のとおり発出され、下記のとおりオミクロン株の感染者に対する濃厚接触者の待機期間等に関する取扱いに変更がありますので連絡いたします。

つきましては、所管する関係機関及び関係事業所に周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和4年1月28日一部改正））

（主な改正点）

- (1) オミクロン株の患者として取り扱われる検査陽性者の濃厚接触者の待機期間については、最終曝露日（陽性者との接触等）から7日間（8日目に解除）とする。
- (2) 地域における社会機能の維持のために必要な場合には、社会機能維持者（別添国通知のとおり）に限り、7日を待たずに2日にわたる検査で陰性が確認された場合に、5日目に解除する取扱いとする。
- (3) 上記(2)の検査は、事業者の費用負担により行い、抗原定性キットを用いて4日目と5日目にそれぞれ行うこと。

以上

問合せ先
保健医療部ワクチン接種等戦略課 対策支援班
電話 098-894-5122 （担当：原、平良）